

入札公告の訂正

2025 年 12 月 16 日

契約責任者
日本郵便株式会社
契約事務代理者
日本郵便オフィスサポート株式会社
代表取締役社長 上尾崎 幸治

2025 年 12 月 11 日付けで入札公告した「赤羽郵便局ほか 7 8 箇所空調機器フロン定期点検委託」について、以下のとおり訂正します。

なお、修正後の取引先資格確認申込書は別添のとおりです。

取引先資格確認申込書

仕様書等郵送希望申込票の FAX 番号	048-7711-7760
---------------------	---------------

を、

仕様書等郵送希望申込票の FAX 番号	048-711-7760
---------------------	--------------

に改める。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

2025年12月11日

契約責任者 日本郵便株式会社

契約事務代理者

住所 東京都港区浜松町1丁目18番16号

住友浜松町ビル9階

名称 日本郵便オフィスサポート株式会社

役職・氏名 代表取締役社長 上尾崎 幸治

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 赤羽郵便局ほか78箇所空調機器フロン定期点検委託
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 2026年4月1日から2027年3月10日まで
- (4) 対象施設 仕様書別紙「対象施設リスト」のとおり

2 取引先の資格

- (1) 次に該当する者は、入札に参加することができない。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (ア) 不正又は不誠実な行為をした者
- (イ) 不法行為をした者
- (ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者
- (エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
- (カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

- (ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない

者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ロ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 全省庁統一資格を有する者又は納税証明書（電子納税証明書を含む。）を提出できる者であること。

納税証明書は、以下のア～ウに係るものとし、個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」とする。

なお、納税証明書は、発行日から３ヶ月以内（競争参加資格確認申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）の提出期限日から起算）のものとする。（写しでも可とする。）

ア 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

イ 法人税（法人の場合）

ウ 申告所得税（個人の場合）

- (3) 契約責任者が定める次の要件を有する者であること。
- ア ２０１５年度以降、元請けとして施設の空調機器フロン定期点検業務を１２ヶ月以上継続して履行した実績を有すること。ただし、契約中の実績は２０２５年度分を認めない。
 - イ 仕様書に定める業務責任者は自社社員であること。ただし、自社社員であっても実質的に派遣形態である場合は、認めない。
 - ウ 埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、に本店、支店又は営業所を有していること。

3 入札手続等

(1) 取引先資格の確認

入札に参加しようとする者は、次の資料を３(4)により提出しなければならない。提出された申込書等及び下見積書を確認の上、契約責任者から取引先の資格を認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した申込書等及び下見積書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア ２(2)及び(3)の資格を証明する資料を添付した取引先資格確認申込書（注）

イ 本契約に係る下見積書

ウ 誓約書【別紙】（注）

エ 会社概要のわかる資料（パンフレット等）

オ 直近３期分の財務諸表

(注) 日本郵政グループホームページ（調達（建設工事関係））よりダウンロード

日本郵政グループホームページ

アドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→日本郵政グループについて→調達情報・公告→
調達情報→一般調達情報→建設工事・設備運行・設備保守関係→入札公告
→検索(東京エリア/日本郵便株式会社)

(2) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び仕様書等の問合せ先

日本郵便オフィスサポート株式会社 関東支社

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-6-8

電話：048-711-7651 FAX：048-711-7760

(3) 仕様書等の交付期間

2025年12月11日（木）から2025年12月23日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間。

なお、郵送による交付（送料実費負担）を希望するものは、別添「仕様書等郵送希望申込票」によりFAX送信すること。

(4) 申込書等及び下見積書の提出期間、提出先

2025年12月11日（木）から2025年12月24日（水）までの間に以下の提出先に郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参（土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間。）により提出すること。

なお、提出期限は郵送の場合は、2025年12月24日（水）必着とし、持参の場合は2025年12月24日（水）午後4時までとする。

(提出先)

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-6-8

日本郵便オフィスサポート株式会社 関東支社

電話：048-711-7651 FAX：048-711-7760

(5) 取引先資格の確認通知

2026年1月6日（火）までに通知

(6) 入札

2026年1月16日（金）までに、以下の入札担当部署あてに、初度（第1回目）及び再度（第2回目）の2回分の入札書を郵送（一般書留郵便に限る。）により提出すること。（同日消印有効。入札の回数は、原則として2回を限度とする。）

なお、入札書を書留郵便物で差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを開札日の2日前までに入札担当部署にFAXにより送信すること。（「郵便入札の注意事項」参照）

(入札担当部署)

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-6-8

日本郵便オフィスサポート株式会社 関東支社

電話：048-711-7651 FAX：048-711-7760

(7) 開札

ア 開札は、以下の日時、場所において入札者又はその代理人の立ち会い（任意）により行う。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて行う。

2026年1月21日（水） 午後1時30分

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-6-8

日本郵便オフィスサポート株式会社 関東支社

イ 初度入札で落札予定者がいない場合は、直ちに再度入札書の開札を行う。

ウ 初度入札書で落札した場合における再度入札書は、契約責任者が破棄する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約の保証 不要

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、確認書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 支払条件

請負代金は、点検完了時に、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(7) 入札書の記載方法

入札書には、総額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(8) 仕様書等の返却

交付した仕様書等の書類は、入札終了までに返却すること。

なお、交付先に郵送等で返却する場合は、送料は実費負担となります。

入札者注意書

日本郵便株式会社

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

なお、見積もり合わせの場合も同様とする。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案（請書案を含む。以下同様。）を熟知しておくものとする。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の 不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。（別添「郵便入札の注意事項」参照）
- (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。
- (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
- (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
- (5) 一般書留郵便等で配達記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。

3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。

第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。

第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。

(1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて（任意）行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次に該当する入札書は受理しない。

(1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書

(3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書

(4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次に該当する入札書は無効とする。

(1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書

(2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書

(3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書

(4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書

(5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(6) 同一の者により提出された2以上の入札書

(7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書

(8) 入札金額の記載が不明確な入札書

(9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書

(10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判読できない入札書

(11) 明らかに連合によると認められる入札書

(12) その他入札に関する条件に違反した入札書

第 1 1 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなすなどの情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第 1 2 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第 1 3 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 第 1 項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。

4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。

5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第 1 項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。

6 第 1 項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

7 リバースオークションによる場合は、別に定める「入札要綱書」及び「リバースオークション定義書」による。

第 1 4 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第 1 5 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

(1) 第 1 2 の規定により入札書の補正をしないとき

(2) 落札者が第 1 4 に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第 1 6 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

(1) 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。（別表「取引先として不適当と認める項目」参照）

- ア 不正又は不誠実な行為をした者
 - イ 不法行為をした者
 - ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
 - エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - オ 契約相手方として不適切であると認められる者
 - カ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
- (4) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
- ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
 - イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (5) 契約責任者が定める資格を有していない者
- 第 17 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

取引先として不適当と認める項目

【別表】

項 目	要 件
1 不正又は不誠実	(1) 契約の履行にあたり故意に製造又は工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき (2) 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否・辞退があったとき (3) 入札説明書又は入札者注意書の定めに違反した行為があるとき
2 不法行為	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、独占禁止法という）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (2) 日本郵便株式会社の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき
3 契約義務違反	(1) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の解除をしたとき (2) 契約不履行をしたもの (3) 契約の履行に際して知り得た会社の秘密を第三者に漏らし、又は利用したとき (4) 履行遅滞があったとき（納期の猶予を認めた場合） (5) 品質検査不合格で、特に措置する必要があると認められるとき（減価採用を認めた場合） (6) 隠れた瑕疵が発見された物品の納入をした者で、特に必要があると認められるとき (7) その他の契約違反があったとき
4 安全管理の措置が不適切	工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は工事者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき
5 不適切な相手方	(1) 日本郵便株式会社との契約に係る事案で日本郵便株式会社に損害を与えたとき (2) 社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に必要があると認められるとき (3) 上記各号に該当するもの以外で、契約の相手方として不適切と認められるとき